

和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

令和4年6月10日（金）午後1時30分から午後4時5分まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所大会議室

第3 出席者

1 地方裁判所委員会委員（五十音順、敬称略）

飯濱岳、勝野俊一郎、新解美紀、田中一壽、谷口園恵（委員長）、田宮幸夫、土橋康宏、土井智也、水間乙允、和田篤

2 説明者

松井修、松本勝也

3 事務担当者

小野山隆司、野中由規、関本利一、清水妙、武内寛之、吉村英美、田中ゆかり、中野一孝、奥野由紀子

第4 議事

1 開会

2 新任委員の紹介

3 委員長代理の指名

委員長から委員長代理として高橋綾子委員（欠席）が指名された。

4 前回の議事内容等

事務担当者から、前回の地裁委員会のテーマ「民事訴訟手続のIT化について」に関する報告を行った。

5 テーマ「裁判員制度について」

意見交換に先立ち、刑事部の裁判官及び書記官から、以下の説明を行った。

(1) 松井修部総括判事

ア 「刑事裁判と裁判員制度について」

学生等を対象に行っている裁判員制度についての説明会の内容について、次のような内容を中心に、実演形式で説明を行った。

- ・ 刑事裁判とはどのようなものか
- ・ 裁判員裁判とはどのようなものか
- ・ 裁判員経験者へのアンケート調査の結果

イ 「模擬評議 刑の重さを考えてみよう」

学生や教員を対象に行っている模擬評議の概要について、量刑の考え方についての説明を中心に、説明を行った。

(2) 松本勝也刑事次席書記官

和歌山地方裁判所における裁判員裁判に関する環境整備や広報活動の現状と問題点について、次のような内容を中心に、説明を行った。

- ・ 裁判員経験者に対するアンケート調査結果
(裁判員に選ばれる前の気持ちと裁判員を経験した後の感想の変化)
- ・ 裁判員候補者の辞退率の増加と出席率の減少
- ・ 裁判員が安心して参加できる環境の整備状況
(安全面の不安、健康面の不安、仕事への影響の不安への配慮)
- ・ 裁判員制度に関する広報活動の強化の必要性
(若年層へのPR、企業・学校への働きかけの現状と問題点)

6 意見交換の要旨

別紙のとおり

7 次回開催テーマ

裁判所における採用広報について

8 次回開催期日

未定 (家裁委員会と合同開催予定)

9 閉会

(別紙)

意見交換の要旨

1 弁護士会、検察庁における裁判員制度に関する広報活動

- ・ 弁護士会では、会員へ法廷技術研修を刑事弁護委員会でやっている。

弁護士会の法教育委員会では、高校生を対象に夏休みに和歌山地裁の1階の法廷を借りて、模擬裁判をしている。高校生には裁判員役として参加してもらって評議をし、裁判の結果を決めてもらうイベントを10年くらいしている。コロナ禍で去年はできなかったが、今年を行う予定である。このイベントは、裁判官や検察官の協力を得てやっている。また、出張授業では裁判員制度も取り上げている。

- ・ 検察庁では、教員に対する広報活動として夏季教員研修を行っている。昨年度は19名の教員の参加があった。本年度は8月5日に行う予定である。保護観察所の職員や少年鑑別所の職員にも来ていただいて議論をしている。ホームページで裁判員制度についての説明会を受け付けているが、申込みは少ない。

2 説明全般についての質問・所感

- ・ 裁判員制度が始まった平成22年頃、和歌山地裁で新聞記者が裁判員に選ばれたことがあり、その体験が新聞にも掲載された。その当時は裁判員の記者会見の扱いも大きかったと思う。裁判員制度が当たり前の存在となってきたのかもしれないが、その当時と比べると国民の裁判員制度への関心の低下が考えられる。

- ・ 以前、殺人事件の裁判員裁判でいわゆる刺激証拠によりPTSDを発症したとして裁判員等の経験者が国賠訴訟を起こしていたケースもある。事件によっては、精神的な負担が重いこともあり、負担軽減を考えていく必要がある。裁判が終わった後のフォローも大事である。保育所を探す負担、金銭的な負担についてもフォローしていく必要がある。

- ・ 実際に経験した方には裁判員を経験してよかったという意見が多いのだというところをアピールしていくことが大事だと考える。
- ・ 若年層は興味はあるが、実際には制度の詳しい内容は知らない人が多いと思われる。SNSでの発信やメタバースなども活用してアピールするとよいのではないか。

3 安心して参加できる環境の整備について

- ・ 特別休暇については、私の会社では制度化しており、裁判員制度にも積極的に参加できる制度を作っている。
- ・ 私が勤務する学校では、裁判員になった人は誰もいないが、特別休暇が認められると思う。ただ、制度としては整っているが、実情としては休み難いところがあり、制度の問題だけではない。
- ・ 休む制度があることと休めることとは全然違い、休暇制度を取得するためには会社のバックアップが必要である。
- ・ 経営者の方々に裁判員制度は大事な制度だということを認識してもらえれば、従業員も参加しやすくなる。裁判員制度の意義、内容、必要性を企業の経営者にアナウンスをしていけば、休み難いということは解消されると思う。ポイントにあった対策が必要であり、一般論としての辞退者の理由を分析した上での啓発は必要である。

4 広報活動の強化について

- ・ 若年層にアピールするためには、SNSなどで、やってみて面白かったといった体験を発信するとよいと思う。守秘義務との兼ね合いで難しいところはあるが工夫して、どのような点で良い経験だったのかを語れるようなプログラムが必要ではないか。裁判員を経験された方の生の声をどう伝えていくのかを考えることが大切だと思う。
- ・ 物を買うときには、インターネットショップのコメントやユーチューブを参考にする時代なので、インフルエンサーが発信して面白く伝えていけば、効果

があるのではないか。

- 経済団体などにもっと足を運んで、地道な取組みを行う必要がある。裁判員制度の中身をしっかりと知ってもらうことが大切である。参加したいと思える広報をすることが大事である。経済団体も協力すると思う。
- 学校教育でいうと、中学生の頃から、義務教育の一環として法教育を盛り込んでいくことが大事だと思う。高2、高3となると受験に必死なので、それ以前に教育する必要がある。
- 自治体も学校に出向いて出張講義を行っているが、小学校に行くことが多い。小学校、中学校は参加してくれるが、高校は進路の関係もあり参加数は少ない状況にある。
- 70歳以上の高齢者が辞退せずに、参加していただける方策を考える必要がある。
- 選挙の投票率をみても分かるとおおり、これが日本の実情である。若いときから裁判員制度の大切さを植え付ける必要がある。